



令和7年度中に保険期間が始まる収入保険に
継続して加入された皆様へ

保険料の助成制度を創設しました

（収入保険加入者支援事業）

農業生産資材の価格高騰などにより農業経営へ影響を受けている農業者に対し、経営の安定化に向けて、様々なリスクによる収入減少に対応した収入保険の保険料の一部を助成します。
※当事業は継続加入者を対象としています。なお、新規加入者に対しては、収入保険加入促進事業にて別途措置済です。

対象となる方

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 県内に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事務所を県内に有する者）
- (2) 令和7年4月1日～令和8年3月31日を保険期間の開始時期に含む収入保険に加入した農業者

【個人の場合】

○令和8年1月1日～12月31日を保険期間とする収入保険に加入した方

※上記保険期間の新規加入者は除く

【法人の場合】

○令和7年4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月のいずれかを保険期間の始期とする収入保険に加入した方

※上記保険期間の新規加入者は除く

※令和7年度収入保険加入促進事業の補助対象者は本事業の対象にはなりません。

- (3) 岐阜県農業共済組合を通じて（オンライン申請含む）、保険加入手続きを行っていること。

補助金額

・ 保険料（積立金・付加保険料除く） $\times 2/5$

※百円未満の端数は切り捨て

※補助金額の上限は2万円（保険料が5万円以上の方は一律2万円）

※補助金は、岐阜県農業共済組合を通じて支払います。

補助金額の計算例

保険料が25,555円の場合

$25,555 \text{ 円} \times 2/5 = 10,222$

→ 補助金額 **10,200 円**

（百円未満切捨）

その他

- ・ 補助を受けるためには、岐阜県農業共済組合へ必要書類を提出する必要があります。
- ・ 補助要件を満たさなくなった場合や保険料再算定の結果、保険加入時に比べて保険料が低くなった場合など、岐阜県や岐阜県農業共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の全部または一部の返還が必要となります。

お問い合わせ・申請は

岐阜県農業共済組合最寄りの支所または本所まで

岐阜支所 TEL:058-201-0157

東濃支所 TEL:0573-25-8805

西濃支所 TEL:0584-64-6667

飛騨支所 TEL:0577-35-0310

中濃支所 TEL:0575-22-1008

本 所 TEL:058-270-0082